府立支援学校における令和２年度使用教科用図書の採択について

**決裁事項**

**■　教科用図書の選定**別紙　５－３　参照

令和２年度使用府立学校教科用図書採択要領及び令和２年度使用高等学校用

教科用図書選定の手引きに基づいて各学校長が選定したもの。

小学部　　　　　　　　　　のべ　２６７５種類

中学部　　　　　　　　　　のべ　１８２１種類

高等部（専攻科含む）　　　のべ　１３７７種類

府立支援学校　合計　　　　　のべ　５８７３種類

**(参考)　支援学校で採択できる教科書**

支援学校の教科書は、次の図書の中から学校長が選定する。

　①　文部科学省検定済教科書

○小学校用教科書目録（令和２年度使用）

　　　　○中学校用教科書目録（令和２年度使用）

　　　　○高等学校用教科書目録（令和２年度使用）

②　文部科学省著作教科書

○特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和２年度使用）

　　③　一般図書

○「附則第９条関係教科用図書選定資料」（平成29年６月大阪府教育委員会作成）

※小・中学部に関しては、必ずこの資料より選定（一部校種により例外あり）。

|  |
| --- |
| 「附則第９条関係教科用図書選定資料」とは、府の小・中学校の支援学級及び支援学校の小・中学部における使用教科書を採択するに当たって、教科用図書を選定する場合の参考事項を、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき作成したもの。 |

　　　　○「附則第９条関係教科用図書選定資料」以外の一般図書

※高等部については、「附則第９条関係教科用図書選定資料」以外の一般図書からも選

定できる。その場合、支援教育課が調査を行い、教科用図書として適切であるか判断

する。

【一般図書の調査の観点】

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない。 |
| 2 | 特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。 |
| 3 | 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある。 |
| 4  | 特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある。 |
| 5 | 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない。 |
| 6 | 人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある。 |
| 7 | 実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く。 |
| 8 | 教科書として使用するうえで、適切な体裁の図書であるか。（問題集、図鑑、辞書、ドリル、カード、ＣＤ等は原則として不可） |
| 9 | １年間（３年間）使用するにあたり、分量は適切であるか。生徒の障がいの状況に応じた内容（写真やイラストの引用、ルビ等）の図書であるか。 |
| 10 | 適切な価格であるか。 |